

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷八十第

行發日一月二年三十正大

## 論叢

地租の轉嫁……………法學博士 神戶 正雄  
 政治現象の本質……………法學士 恒藤 恭  
 海運の獨占より生ずる弊害……………法學士 小島昌太郎  
 世界經濟の意義……………法學士 作田 莊一  
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

## 時論

爲替の大變調と對策……………法學博士 神戶 正雄

## 說苑

名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三  
 一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木芳之助

## 雜錄

マルクス說に於ける資本の起源……………法學博士 河上 肇  
 東西金利市場の相違に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

## 鎌倉時代の土地制度 (三)

## 三 浦 周 行

## 五 武 家 領

武家領とは幕府の管轄に係る土地を指すのである。平氏に打勝つてから、後白河法皇より平氏の所領全部を平氏没官領注文に載せてこれを賜はつた頼朝は、此全國に互つた莫大の土地を始めとして新舊一切の管轄地に地頭を任命(定補)し、地頭の定らぬ間は姑く沙汰人を置いた。(吾妻鏡元暦二年七月十二日條) 文治元年十二月六日附で頼朝より兼實に送つた書狀に(前略)「依<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>没官之所、任<sub>ニ</sub>先例<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>置<sub>ニ</sub>沙汰人職<sub>ニ</sub>之由雖<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>存候<sub>ニ</sub>」云々といつて居るのはこれを證する。斯くて頼朝は其管轄に屬する土地を以て部下の御家人其他の功勞あるものに支給し、又は神社寺院に寄附した。中には特に課役(萬雜事)を免除したところもあり、又國衛使不入の特典をさへ賦與したところもある。澁谷高重の勇敢を賞して其上野國黒河郷に國衛使の入部を止めて別納としたるが如きは其一例である。(吾妻鏡元暦元年七月十六日條)而してもとより其私領として所領を有

して居つたものはこれを承認して舊の如く知行させた。それが本領安堵である。これに反して將軍に對する命令違反其他不都合の行爲のあつたものは其領を沒收した。これを所領收公といふ。

是等の武家領は讓與もさるれば賣買もされた。さり乍ら其大多數を占むべき御家人知行の場合に於て所領は御家人資格の要件であつた。彼等の所領を喪失するは啻に彼等をして其待遇を失はせるばかりでなく、下にも説くが如く幕府に取つても亦利害關係の痛切なるものがあつたから、これを望まなかつたのは當然の事と謂はなければならぬ。故に貞永式目には恩地の賣買を除くの外私領の賣買はこれを禁じなかつたのであるが、それより八年後に當る延應二年(仁治元年)の追加に於ては、早くも式目の規定に修正を加へて御家人が恩地を抵當としたことの發覺した場合に、若し既に其債務の過半辨濟したるものは一定の期限を附して辨濟させて質券を御家人に取戻させることとし、若し又其辨濟額が負債の二分の一に足らざる場合は恩地を沒收して他人に給與することにした。恩地を賣買するを嚴禁した精神よりいへば、又其抵當權を認めることをも禁じなければならぬ。故に幕府は其抵當權を設定したることの發覺した場合には、これを沒收すべきであつたが、御家人をして其恩地に離れさせぬ爲めに、特別を以て此寛典に處したものである。

然るに間もなく(正月二十五日)幕府は又三項の重要な追加を發した。第一項は御家人が公卿に嫁した女子に所領を讓與した場合には、公卿をして其所領の高に相當する一定の負擔を課し、

これに應ぜないものに向つては其所領を沒收すること、式目第二十五條に規定した通りであるが、是に至つて、更に此條文に修正を加へて、公卿と婚姻したる女子に對しては其所領を讓與することを禁じた。これ公卿は將軍の管轄以外に立つものであるから、御家人の女子に讓與せる所領は自然幕府の管轄を放るゝの結果にもなつたので、豫ねて此點に神經過敏なる幕府は、此禁止を勵行してこれが防止に力めた譯であらう。此條文に據つて父の所領を相續した女子が、公卿と婚姻した場合には、當然實家の戸主に返還せねばならぬ。若し又これを拒んだならば沒收されたであらう。

第二項は御家人の私領の賣買を許した式目第四十八條の規定の修正であつて、自後は私領たりと雖ごも、これを凡下若しくは借上に賣渡した場合には、其所領を沒收することとし、又侍以上たりとも、非御家人は御家人の所領を知行することを許さぬと規定した。所謂凡下とは侍以外の平民を指すものであるが、其中の商人はこれを借上と稱した。即ち幕府は御家人が斯る平民に賣渡した所領はこれを沒收し、侍階級の人でも非御家人に賣渡したものは知行を許さぬことにしたのである。知行を許さぬとは沒收を意味するかといふに、若しさうであるならば法文にも凡下若しくは借上と同列に書くべき筈である。故にこれは無償でもとの所有者に返還することを意味したものと解すべきである。されば御家人が其私領を御家人に賣渡すはこれを許すの方針であつ

て、只御家人が非御家人若くは凡下に賣渡す場合に限つてこれを禁じたものである。貞永式目には未だ何等斯る差別的法規は設けられて居なかつたのであるが、是に至つて、幕府は御家人の所領が御家人以外のものに移るを防止する爲めに頗る大膽なる手段を取ることにしたのである。而かも御家人の所領が凡下に賣渡された場合に、これを沒收することは近例に任せるとあるを以て見れば、それが斯く成文律とならぬ以前に於ても、不文律としては從來行はれ來つたこと、見えるのである。何が故に幕府は斯く御家人の所領の御家人以外に移ることを恐れたかといへば、幕府の根本法が、御家人の所領を以て課税の對象とし、兵役の如きも御家人に限つて其所領の高に應じてこれを課することとしたのであるから、御家人の所領にして若し御家人以外のもに移れば、幕府はこれに對して課税をなすことが出來ねば、兵士を徵發することも出來なくなるのである。これ幕府としては其財源の減少ともなり、兵力縮少ともなるので由々しき大事であつたから、白衛上これが防止の必要を痛切に感じた譯である。これより後幕府の此差別的方針は年を逐うて益々熱度を高めることとなつた。

第三項は山僧を地頭代とすることの禁令である。所謂山僧とは即ち山法師の事で、延暦寺の僧侶をいふのである。當時延暦寺は朝野の信仰が盛んであつた爲めに、其僧徒も横暴を逞しうしたのであるから、これを地頭代となすに於ては、武威をも加へて私利を圖るに汲々とし其弊の著し

きを認めたから、幕府はこれを禁じたに外ならぬ。而して是より先き幕府は商人借上を地頭代となすことをも禁じて居るが、當時京都の質屋、銀行の營業に相當する土倉等が、日吉神人や山門公人となつて債務者に對して恣に強制力を行使したことがあるから、山僧といふ中にも此種の商人が加つて居たのであるまいかと思はれる。それは兎も角其御家人以外のものを排斥した點に於ては両法相一致して居るのである。

文永の初年から、幕府が御家人の所領の賣買及び抵當權設定の制限に關する立法が目立つて頻々と發布されて居る。先づ文永四年十二月二十三日(十六)には、御家人が御恩私領を問はず、賣渡及び

抵當流となすことを禁じて、既に賣渡及び抵當流としたものは、其本物を辨償させること、した。但これは御家人と御家人との間の賣買質入の場合であつて、非御家人の事は延應の制に載せられて居るから、それに據ると見えて居る。所謂延應の制とは前に説いた延應二年五月二十五日の規定を指したものであるが、それには御家人間の賣買質入については何等觸れて居なかつたから、依然として式目の規定に依つてこれを認めて居たのである。然るに文永四年の追加は、御家人間の賣買質入にも制限の手を加へて、式目に禁せられた御恩即ち恩地はもとより、私領の賣買質入をも許さず、既に其契約を履行した場合は、本物を以て辨償させることとしたのである。所謂本物とは元本の事であるが、當時は金錢の外、米杯の交換の行はれた場合もないではなかつた

から、斯くは本物の名稱を用ひて、それらの場合にも運用させることとしたのである。即ち本物の辨償の外は利息を認めないのであつた。然るにこれは御家人對御家人の場合であつたが、御家人對非御家人の此種の契約は如何にしたかといへば、それは延應の規定に據つて、無償で舊の所有者たる御家人に取戻させるといふので、幕府の御家人と非御家人間に差別的立法の精神は窺ひ得らるゝのである。思ふに御家人對凡下借上の場合、又同じく延應の追加に據つて沒收さるべきであつたらう。

然るに其翌文永五年七月四日の追加に至つては前の追加に向つて聊か修正を加へられた。それに據ると、永年質地及び質券取流地について將軍の御下知及び御下文を賜つて承認を経たところは、年紀の遠近を問はずして、舊の所有者たる御家人から取戻の請求は出來ない。縦ひ承認を経ないところも、知行二十年を経過して所有の特効にかゝつた後は無償取戻を許さないから、必ず本物を以て辨償すべきであるといふのである。これは追加に文永四年十二月二十六日評とあるけれども、それでは前の追加との間の期間が餘りに短いから、他のこれと全然其内容を一にする追加に、文永五年七月四日とあるに従つて、翌年の追加と定むべきであらう。猶ほ同年七月一日には債務の擔保として抵當權を設定した見償に對しては、亦本物のみを辨償して取戻すべきであつて利分即ち利息を取るを許さすとの追加が出で、居る。

是等の追加を見て注意すべきことは、それが何れも文永四年の追加の適用を権権者の利益の爲めに制限して、其制限を緩和した點である。即ち文永五年の追加では、買入及び抵當流に依つて他人の所有に歸した所領であつても、既にこれに對して幕府の承認を経たものに向つては、文永四年の追加を適用することを得ないから、文永四年の追加の適用さるべき範圍は、單に是等の御下文御下知の與へられなかつたものに限るのである。而かもそれらの所領も既に占有二十年を経過して時効にかゝつた場合は無償取戻を許されないで、本物辨償を命ぜられて居る。而してこれは御家人對御家人の場合であつて、非御家人の場合でないことは言ふ迄もない。

文永四年の追加の説明を見れば、斯る賣買質入に依つて御家人の所領を喪失することが、御家人僉僚の基即ち窮困を招くの原因となるからといふ理由を出でない。而かも御家人對御家人の場合、一方の債務者たる御家人を救済しやうとすれば、他方の債權者たる御家人に損害を與へて債務者と同一の狀況に陥らせる爲めに彼等の不滿を買つて、訴訟紛議の續出を醸したと見えるから、それが幕府をして發令後幾ばくもなくして其修正を餘儀なくさせた理由であらうと思はれるが、幕府は文永七年五月九日遂に文永四年の追加を撤廢するに至つたのである。

然るに其後文永十年七月十二日に、幕府は又追加を發して、質券見質を問はず、將軍の御下文を交付されたものを除くの外は(正嘉元年以前の御下文については越訴を許す)本錢を辨償せずと

も、舊の所有者に於て所有することを許した。但入質の地は明年これを取戻させること、して居る。此追加は質券見質地のみを對象としたものであつて、毫も賣買地に及んで居ない、且つ入質の地即ち見質についての猶豫期間を認め、正嘉元年以後の御下文の不當について越訴を許して居る點に、多少の特色があるけれども、本錢を辨償せずして債務者に取戻させる點は、債權者の利益を蹂躪するの甚しきものと謂はなければならぬ。此追加を以て見ても、一時債權者側の物議や訴訟の爲めに、御家人所領の移轉を防止する辛辣なる手を弛めた幕府も、決して其傳統的な慣用手段を思ひ止まらうとするものでなかつたことを察すべきである。

當府幕府が御家人の所領を喪失するもの多きを憂慮して、これが對策に熱中して居たことは、東寺百合文書(下六十一)に收めた文永十一年五月日若狹國太良御莊内末武名主範繼の重訴狀に、當國舊御家人之跡、任<sub>二</sub>故右大將家御時之法文旨、可<sub>二</sub>興立<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下關東六波羅御教書<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>興立<sub>一</sub>、當名故僧正御房御代以<sub>二</sub>六波羅殿數通御教書<sub>一</sub>令<sub>二</sub>申給<sub>一</sub>之間、乍<sub>レ</sub>去<sub>二</sub>出彼名<sub>一</sub>畢、といつて居るのでも知れる。これは建治二年六月日の若狹國御家人の重訴狀に、其訴訟理由の一として、

次舊御家人之跡可<sub>二</sub>興立<sub>一</sub>之由度々被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>關東御教書<sub>一</sub>之處、剩被<sub>レ</sub>願<sub>二</sub>倒當名<sub>一</sub>之條、逆<sub>二</sub>背關東御教書<sub>一</sub>之故歟、

といつて居るのと同事であらう。是等の御教書に、舊御家人之跡、即ち舊領といつて居るのは、頗る注意すべき點であるから、今其文書の梗概を説明しやう。

文永十一年五月日の重訴狀に據れば、若狭國太良御莊内末武名主兵衛尉範繼が順良房快深に依つて侵された其所領末武名主職の回復を求めたものである。彼れは若狭國御家人丹生出羽房雲巖(他の文書にて雲玄とも書いて居る)が此名主職を稽庭時國に讓與されたのであるが、其後本所の爲めに押領されて空しく歳月を経過した後、當國に於ける舊御家人の所領は賴朝の時の御家人交名の注文に任せて興立すべき旨の幕府及び六波羅の御教書が發せられたから、故大僧正の時に、本所より此名を齎の如く名主たる中原氏女に返還され、爾來氏女は幕府に對して御家人義務たる御家人役に服し來つたので、東寺百令文書(ア一)に收めた文永七年閏九月日の氏女の重陳狀にも、彼女みづから若狭御家人末武名主中原氏女と稱して居る。然るに此間氏女と乘蓮と名主を争ふことがあつたが、故僧正及び六波羅の御教書に據つて、(第一)氏女の御家人役勤仕の事實が證明され、且つ(第二)乘蓮は氏人でもなく又(第三)一通の證文をも所有せぬ爲めに名主を罷められた。然るに快深は乘蓮の女子に與みして、氏女が守護の使を名内に引入れたと誣告したから、本所はこれを信じて快深を名主としたので、氏女の讓與を受けた範繼より抗告に及んだのである。範繼に従へば、(第一)快深は此名を相傳した人でなく、(第二)非御家人である、(第三)罪ある乘蓮

の女子に與みして居るから同罪である。(第四)氏女に罪あらば故僧正の時に處罰さるべき筈であるのに拘らず其事もなく、十三年間經過した際に、快深が守護の使を入部させたのは乘違であつたのを、氏女の行爲であると誣ひて本所を欺き、不法の訴をなしたのである。(第五)御家人領は凡下はもとより、侍以上たりとも非御家人は知行に及ばぬこと副進の式目に見える通りであるから、快深知行の謂れはなく(第六)寛元元年及び同二年の二回の幕府の御教書には御家人の相傳せる所領は本所の進退するところであつても、さしたる過失なくして改易された場合は、先度の御教書に任せて幕府に届出づべしとあるが、範繼はさしたる過失なきを改易されたのであるから、救済を仰ぐのであるといつて居る。範繼はみづから其主張の理由あることを證明する爲めに、末武名の讓狀、前大僧正の御教書案、六波羅の御教書、幕府及び六波羅の御教書、若狭國御家人等交名注文、及び式目案を副進文書として提出して居る。即ち讓狀に據つては、範繼が雲巖以來末武名の名主職を相續し來つた事實を立證し、前大僧正の御教書に據つては、一旦本所なる東寺の爲めに罷められたのを、後に返還したことを立證し、又御家人交名注文は建久年七月六日のものであつて、それには頼朝の時に雜色足立新三郎清恒を若狭國に派遣して國內の御家人を調査した時の注進狀の案であることを書加へられて居るものであるが、それに據つては、範繼の祖先が、頼朝の時から御家人であつたことを立證し、猶ほこれについては前大僧正の御教書及び六波羅の

御教書も氏女の時代に御家人役を勤仕した事實を證明して居るのであつて、一旦改易處分にした本所が、再びこれを返還するに至つた理由も亦幕府及び六波羅の若狭國に於ける舊御家人の跡を興立せよとの命令に基いたものである。年號はないが、同じ時のものと見ゆる八月二十八日平重尙より東寺供僧宛の書狀の文中にも、

柳東寺御領若狭多良保内末武名々主職事、被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>本名主兵衛尉範繼<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付非御家人<sub>一</sub>候之  
間、依<sub>二</sub>彼名御家人知行之跡候<sub>一</sub>、支<sub>二</sub>申其子細<sub>一</sub>候之處、乍<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>彼仁<sub>一</sub>候、又被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>非御家人<sub>一</sub>候之  
條存外候、且御家人跡事、近年彼<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付守護<sub>二</sub>自關東<sub>一</sub>殊有<sub>二</sub>誠御沙汰<sub>一</sub>最中候、然者任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>  
被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付重代之御家人<sub>一</sub>者、無<sub>二</sub>別子細<sub>一</sub>候歟、無<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>候者、一定可<sub>レ</sub>罷<sub>二</sub>成下地違亂<sub>一</sub>候云々、  
と見えて居つて、これにも近年幕府が守護に命じて御家人舊領の復舊處分に執中して居ることを  
示すと共に、御家人知行の跡を非御家人に付せらるゝを意外として重代の御家人に代ふべきこと  
を勸告して居るのである。(未完)